

大浜北町市有地活用事業 個別対話における質問に対する回答一覧（平成 29 年 3 月 10 日公表）

No.	項目	質問	回答
1	公共施設	募集要項 P26 には、「液状化が発生しても安全性が確保できる構造を前提に道路、歩道及び連絡橋等の概算事業費を算定しています。」とありますが、道路（市道）部分も液状化対策費用を見ておくべきなのでしょうか。また、施設用地 A 及び B の敷地一帯を液状化対策する必要があるのでしょうか。	大浜北 6 号線・11 号線、大浜北 8 号線の整備では液状化対策は見込んでおりませんので、募集要項の P.26 の記載内容を修正します。また、施設用地 A 及び B の敷地一体の液状化対策については、提案される内容に応じてご検討下さい。
2	公共施設	市が負担する公共下水道整備に要する費用は、いつ確定するのでしょうか。	公共下水道の仕様は、事業者が実施する設計協議において決定しますので、公共下水道の整備に要する費用は、設計が固まってからの協議事項になります。
3	公共施設	歩行者通路、連絡橋の整備について、土木構造物、建築物のどちらで考えるべきでしょうか。	募集要項 P31 に記載の「(2)市による費用負担の上限額」については、歩行者通路は建築工事、歩行者通路以外は土木工事を想定して見積もった金額です。ただし、歩行者通路及び連絡橋が建築物かについての判断は、提案内容と設計内容を踏まえて、建築主事が判断することになるため、現時点では特定できません。 本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続きについては、事業者の責任と費用により、関係機関と協議した上で実施していただく必要があるため、提案の検討段階において関係機関と協議の上でご判断ください。
4	民間施設	市道を跨いで施設用地 A と施設用地 B の民間提案施設をつなぐ車両通路の計画は可能でしょうか。	市道上空を占有する通路については、民間施設の利便性向上のために設置するものではなく、相当の公益的利便に寄与することが求められますので、提案内容の可否については、提案の検討段階において関係機関と協議の上でご判断ください。
5	民間施設	市道を跨いで施設用地 A と施設用地 B の民間提案施設をつなぐ歩行者用のデッキの計画は可能でしょうか。	市道上空を占有する通路については、民間施設の利便性向上のために設置するものではなく、相当の公益的利便に寄与することが求められますので、提案内容の可否については、提案の検討段階において関係機関と協議の上でご判断ください。

大浜北町市有地活用事業 個別対話における質問に対する回答一覧（平成 29 年 3 月 10 日公表）

No.	項目	質問	回答
6	その他	公共施設整備費用について、急激な物価変動等により、当初提案の金額に収まらなかった場合、市として追加負担はしてもらえるのでしょうか。	物価変動等については、公共施設整備事業に関する費用負担等に関する協定書の工事請負契約条項に基づいて、両者協議により請負代金額を変更することは可能です。
7	その他	事業用地については、角地における建ぺい率の緩和を受けられるのでしょうか。	角敷地等における建ぺい率の緩和を受けることは可能です。
8	その他	既存構造物の撤去を行う際に、民間提案施設整備に関連する土工事を合わせて行うことが合理的な場合、同時に実施することは可能でしょうか。	既存構造物の撤去を行う際に、民間提案施設整備に関連する土工事を行うことは可能ですが、民間提案施設整備に関連する土工事に着工した時点で地代が発生することになります。
9	その他	一般財団法人民間都市開発推進機構からの“まち再生出資”を受けられることは可能でしょうか。	提案内容が“まち再生出資”の対象となる事業であれば可能ですが、出資の前提となる都市再生特別措置法第 46 条に規定される都市再生整備計画を未策定のため、現時点においては“まち再生出資”を受けることができません。
10	その他	過去に実施している土壌汚染調査の報告書を見せていただきたい。	報告書の閲覧は可能ですので様式 1-3 により閲覧の申請をして下さい。